

（午前9時30分 開議）

○議長（中西峰雄君）おはようございます。
ただ今の出席議員数は23人で定足数に達しております。

○議長（中西峰雄君）これより本日の会議を開きます。

○議長（中西峰雄君）この際、報告いたします。

今回提出されました請願は、お手元に配付の請願文書表のとおり2件であります。これを会議規則第134条の規定により、請願第16号 細菌性髄膜炎予防のためのヒブワクチン接種助成を求める請願について、及び、請願第17号 橋本小学校の校舎を現敷地内に速やかに改築することを求める請願については、文教厚生委員会に付託いたします。

以上で、報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中西峰雄君）これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において12番 辻本君、17番 山田君の2人を指名いたします。

日程第2 承認第1号 専決処分事項の承認について（平成21年度橋本市一般会計補正予算（第9号）について）

○議長（中西峰雄君）日程第2 承認第1号 専決処分事項の承認について（平成21年度橋

本市一般会計補正予算（第9号）について）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております承認第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより承認第1号 専決処分事項の承認について（平成21年度橋本市一般会計補正予算（第9号）について）を採決いたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

日程第3 議案第18号 橋本市職員の給与に関する条例及び橋本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（中西峰雄君）日程第3 議案第18号

橋本市職員の給与に関する条例及び橋本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第18号については、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第18号 橋本市職員の給与に関する条例及び橋本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第19号 橋本市報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例について

○議長（中西峰雄君）日程第4 議案第19号 橋本市報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

○議長（中西峰雄君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）今回、ご提案いただいているのが公平委員を対象にしておるようなんですけれども、事業評価の結果を受けということですが、今回これを年額から日額に改めることによってどの程度の削減が見込めるのか。

また、今回はこれ公平委員を改正としておりますが、今後もこのような日額への変更等を考えられているのか。

それと済みません、ちょっと戻りまして、日額に変更することで業務上与える影響等はないのか、そんな点についてお尋ねします。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）これによる額でございすけれども、過去、合併してから新しい公平委員、それからこの条例が3月1日付けで改正になったわけでございますけれども、それ以降、公平委員会は開かれてございません。

ということで、実質的には公平委員の研修はあるわけでございますけれども、委員会ということで開いたのは委員長の指名と研修ということでございます。ということで、それをこの日額と年額を比べましたら、現在委員長8万7,000円、委員6万7,000円払っていらすけれども、それを日額にしましたら年に2回程度ということで、発生するのは一人当たり7,000円、研修は1日になりましたので7,000円と1万円ちょっとですか、一人当たり、そういうような形になってございます。

ということで、かなりの削減になるということでございます。

それと、なぜそういうことで公平委員会をしましたかといいましたら、公平委員会につきましては定期的な開催はございません。案

件が出てきたときに開催するというものになってございますので、定期的に開催されるほかの行政委員会と違いますので、今回公平委員会ということで考えさせていただきました。ほかの委員につきましては、まだどうしていくという考えがございませんで、月額、年額で残っているという教育委員会や農業委員会がございます。現在のところ、変える予定はございません。

以上でございます。

○議長（中西峰雄君）瀧君、質問するんですか、しないんですか。

13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）そうしましたら、そもそも公平委員会ですね、これほとんど開かれていないということですが、これは案件がなければ開かないと。これ今までからずっとそうなんですか。何か、もちろん案件があったときにというのはわかるんですけども、そのときだけで大丈夫なのか、常にそういった研修という言葉も出ましたけども、それはどの程度行われているのか、合併以降全然ないというお話もあったんですけども、それはしていくべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）公平委員会は、案件がなければ開きません。

それと、研修でございますけども、委員につきましては最低年1回、実績から言いましたら年1回でございますけども、研修に行ってくださいに行っています。

以上でございます。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）私もこれ、ちょっと疑問に思う点がありまして、ほとんど開催されない委員会だということなんですけれども、ちょっと横へ行きますが、その予算書の中で、

昨年度と同額のたしか22万円ですか、計上されているんですが、その辺の整合性というか、何か突然に公平委員会が開かれる、こういったケースが考えられるのか、その点伺います。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）一点、どういうときに開かれるかという問題でございますけども、特に労働条件等、労働の条件関係での公平委員会に提訴がございましたら開かれるようになってございます。

それと、予算の関係でございますけども、これは市部局だけで決めることができませんので、予算の作成時にはまだちょっと確定してございませんでした。ということで、公平委員会の委員にも連絡した中でのことでございまして、公平委員会の中でも、そっちでも了解いただいたということで、今回もそういうことで変えさせていただきまして、22年度予算につきましてはそれに基づいて執行していきたいなというふうに考えてございます。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）いや、議会で条例が通らなかったらとおっしゃる、わかりやすい話なんですけど、その実態としてほとんど委員会が開かれられないということの中で、果たして22万円という額が必要なのか。突然に公平委員会開かれる事情があった、事態が起きたと。そういう場合は補正予算で組むとかできるんじゃないでしょうか。行革ということで、盛んに、僕に言わせれば必要な予算もかなり削減しているのがあるんですよ、見ていたら。なぜこの公平委員会の報酬については適当な金額が出てくるのか、その点をお尋ねしたいんです。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）現在の予算につきましては、日当にかえまして何日開催されるかということがわかりませんので、従来の年

額相当分を計上しているということでございまして、これは変える予定やからゼロにするということもできませんので、ちょっと悪かったら指摘いただけましたら。

○議長（中西峰雄君）21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）今、説明聞いていただいたいわかるんですけども、これは橋本市の報酬及び費用弁償等の支給の条例を一部改正するというので、本委員会に対しての改正ということですけども、説明の中には開催頻度によってそういうふうに変えていったというお話で、確かに理解できるんですけど、ほかの委員会のそういう場合の適用については、今後考えていかへんというお話なんやけども、そこら辺きっちりしておいていただかんと、この一部を改正することが一つの前例となって、どんどん変わっていくんじゃないかなというそういう心配もありますけど、ただ、財政難云々で確かに橋本市のあれを考えていかないけませんけど、ここら辺の部分についてはやっぱり委員の人の、そのために出席していただいているんで、理解をやっぱり得る必要があると思います。そこら辺どうですか。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）現在まで行政委員会、数あるわけでございますけども、行政委員会の中でこういうような日当に変えさせていただいたのが固定資産評価委員、それから今回の公平委員ということでございます。ということは、これにつきましては定期的に開催するということがございませぬので、年額で積算するのにちょっと差異があると。

ほんで、開催が多ければやはり年額より超える可能性もあるかもわかりませぬ。そういうことも含めまして、積算根拠としてやっぱり1日当たりにするのが妥当でないかということとさせていただきました。これにつま

しても行政委員会でございますので、行政だけで、市長部局だけで決めることができませんので、行政委員会に諮った中で決めさせていただいているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（中西峰雄君）21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）もう少しちょっと聞かせていただきたいと思います。

そのように、定期的に開催の部分については確かに理解できます。ただ、開催があまりわからないという、招集によって開催されるということなんで、そこら辺の使い分けというのか、どのように考えていくのかなという、このことによってどういうふうになるのかなというようなことがちょっと僕、理解できていないんで説明しておいてくれますか。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）わかっているといいましたら教育委員会、これにつきましては月1回は最低定期的に開催してございます。それと、農業委員会もそういうような形で開催してございます。そういうところにつきましては年額で置いてございます。

今言いましたように、年額のほうが積算が、基本的には年額でしていたわけでございますけれども、年額がなじまない委員会の開催、開催で比例さすのがすべてじゃないわけでございますけれども、そのほうが積算として妥当であろうということで考えさせていただいたのが、改正させていただいたということとでございます。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）日額7,000円ということなんですけども、問題を扱う重要性に鑑みて、きちっと問題が出てきたときに適切に、迅速に対応できるような、そういう研修というのを先ほどおっしゃられましたけども、充実し

て、それで問題を早く適切に解決できるような体制を常にとっておくことが僕は必要だと思うんです。

それで、日額7,000円というのは、そういう人の仕事として適切でしょうか。僕はもうちょっと高くてもいいと思うんですけども、いかがでしょう。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）必要なお金につきましては、これ以外に和歌山市へ行く場合は交通費も出させてもらっています。ということで、これはあくまでも日当という考え方でとらえてもらったらいいかと思えます。

それと、ちょっと考えがある中で、こうさせていただいたからその中身が薄くなるということじゃなしに、そこのご理解は委員にいただきながら変えさせていただいたということだけさせていただきたいと思えます。

それと、開催がなかってもやはり委員でございまして、そういう研修についてはどんどん行っていただくような形のものを考えていきたいと考えております。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第19号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）討論がないようですので、

討論を終結いたします。

これより、議案第19号 橋本市報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第20号 橋本市手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（中西峰雄君）日程第5 議案第20号 橋本市手数料条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）これは、県から移譲されるものということで理解しているんですが、造成の宅地の面積の分類、約8分類にされて、その手数料を明記しているんですけども、約3万坪ですよ、10haという。これをこのまま県の同じ部分を市でもやっというお話で、市独自とか、そういう考え方はないんですか。そこら辺、ちょっと僕はつきりわからへんで説明していただけますか。

○議長（中西峰雄君）建設部長。

○建設部長（樽井豪男君）市独自ということはありません。和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部ということで、改正する条例によってこの22年4月1日から権限委譲を受ける案件の手数料でございます。

それで、一部というのは市でもともと手数料条例の中に入っておる部分が、若干小さい面積であった部分がももとの市の分であり

まして、それ以外につきましてはすべて県からの手数料ということで、そのままを引き継いでやっております。

○議長（中西峰雄君）21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）済みません、もう一つちょっと聞きたいんですけど、この造成の宅地の場合に、きちっとした登記した時点の面積で当然言われると思うんですけども、やはり山とかいろんなどころで造成した場合に公図とその違いが出てきますよね。そういった場合というのは、どういうふうに僕は理解したらいいんですか。当然、登記した時点の、要するに平米が出てきますよね。その部分でやるんですか、手数料というのは。

○議長（中西峰雄君）建設部長。

○建設部長（樽井豪男君）まず、登記の登記簿謄本とか公図とかはつけていただくんですけども、やはり測量をかけた中で、この面積分を工事しますということをはっきりしてきますので、それに対しての平米数ということで手数料はいただきます。

それに対して、後はすべてその面積分につきましてはきちっと登記が完了するということでございます。

○議長（中西峰雄君）よろしいですか。

2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）済みません、県から権限委譲されて新たに手数料を徴収する事務が生じてくるということで、たくさんあるんですけども、基本的に徴収するだけなのか、ずっと読んでいましたら、例えば碎石法、もう最後のほう、15ページなんですけど、碎石法の施行に関する事務で、まあ言うたら許可の申請に対する審査1件につき5万2,000円とかということで、この審査を市がするようになるのかどうかということ。

また、この手数料が入ってきたのが全部市のものになるのかという、そういう具体的な

細かいところで今までと、この条例によって4月1日からどういうふうになるのか、ご説明をお願いします。

○議長（中西峰雄君）建設部長。

○建設部長（樽井豪男君）まず、これにつきましては、今まで市が経由進達だけをしていただけて、今回権限委譲になりましたら市のほうで審査して許可をして、また検査をして、すべて手数料については市のものになるということでございます。

採石場につきましては、ちょっと経済部のほうからお答えいたします。

○議長（中西峰雄君）経済部長。

○経済部長（山本重男君）碎石法の関係でございますが、碎石法につきましてもこの県の権限委譲ということで、4月1日から市の事務というふうになってまいります。

現在、碎石法の関係で、該当するところにつきましては須河で1箇所ございます。これにつきましては、5年1回の更新もございまずので、そういう手続きをしまいらなければならぬというように思います。

それから、採石場への立ち入り検査と、そういうことですが、県では今現在7月と3月に2回実施しております。

そういうことで、市のほうに移管されてもそういうことは実施しなければならないというふうに考えております。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）この44法律の権限委譲でございますけれども、基本的には上部団体から事務がおりでございます。ということで、県がやっていた事務を市がするということで、許可とかそういうことも、審査も含めてあります。

そういうことで、手数料につきましては県の中での手数料をそのまま市の条例に手数料を映したということ市が行って市に納めてい

ただくという条例でございます。

以上でございます。

○議長（中西峰雄君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）そうしますと、今まで県がしていたことを市がするというので、今までしていなかった審査を市がするようになるということだと思えます。

そして、それをするための職員の体制であるとか、研修であるとか、そういう面ではどのようなことになるのでしょうか。

まあ言えば、市の仕事が増えるようになるのではないかなと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）当然、事務がおりてきますので仕事は増えます。

ということで、昨年来よりそういう話がありまして、県の各部署とうちの各部署との間で、実務についてはいろいろ協議しながら手法も考えて協議してございます。

ということで、先般の議会で事務費だけは県からおりてきたわけでございますけども、来年度また福祉関係の事務もおりてくるような状況でございますので、仕事が増えていくということで、それに伴いまして人員体制も張りつけているところでございます。

ということで、どれぐらいのというのがちょっと測り切れないところもあるわけでございますけども、当面考えられる人員体制は張りつけて、22年度を進めていこうという考えでございます。

以上でございます。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第20号については委員会の付託を

省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第20号 橋本市手数料条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第21号 橋本市消防手数料条例について

○議長（中西峰雄君）日程第6 議案第21号 橋本市消防手数料条例について を議題いたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第21号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決

しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第21号 橋本市消防手数料条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第22号 橋本市火災予防条例の一部を改正する条例について

○議長（中西峰雄君）日程第7 議案第22号 橋本市火災予防条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第22号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）討論がないようですので、

討論を終結いたします。

これより議案第22号 橋本市火災予防条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第23号 橋本市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（中西峰雄君）日程第8 議案第23号 橋本市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）この改正が、地方自治法の改正によるものだということで、その趣旨については理解をします。

一点お尋ねしたいのが、この条例を改正することで本市においてどのような影響、またこの条例の適用を受けるような物件がどの程度あるのかについてお尋ねします。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）この条例改正につきましては、議員ご指摘のとおり、平成18年6月の地方自治法の改正によるものでございます。そういうことで、本市におきましての影響ということでございますけれども、市町村合併を行いましたので、今後公共施設の中で町、市でありました公共施設が統廃合することによりまして一つにできる部分があれば公共施設で、一部空きスペースといたしますか、

そういう施設が発生してまいりますので、そういうところでは統廃合なり公共的な団体に使っていただくということにつきましては、より有効利用ができるのではないかとということを考えておりますので、プラス部分での影響が発生してくると、今後も発生してくるであろうというふうに考えてございます。

それから、具体的な物件といたしましては、今回はとりあえず高野口庁舎がございました。その時点では東別館ということになっておりました。それを今、橋本市の文書、公文書の保存、文書保管庫にしております。その部分が一部整理をしますと1階部分で空きスペースが出てまいりましたので、今現在は社会福祉協議会のほうで利用していただいておりますが、今回、公共的団体であります商工会のほうからも利用させていただきたいということで、より利便性のある場所へということで申し出がございましたので、この条例を可決していただきましたあかつきには商工会にも使っていただきたいということで考えております。

○議長（中西峰雄君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）ありがとうございます。だいたいわかりました。

ちょっと一点だけ確認なんですけど、これは相手方が公的な団体ということに限られるんですか。これ純然たる民間の団体なり会社、または個人等への貸し付けとか交換、譲与、こういったものも対象というか、なってくるのかどうか、その点だけ教えてください。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）行政財産でもそうなんですけど、普通財産でもそうなんですけど、やはり公共団体、それから公共的団体ということで、公用もしくは公共用の公益事業の用に供する団体ということで考えておりますので、個人は考えてございませんので、よろし

くお願いしたいと思います。

○議長（中西峰雄君）21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）ちょっと関連してお聞きしておきます。

この場合、行政財産の無償または時価よりも低い価格ということなんで、そこら辺の基準というのはどういうふうに理解したらいいのかわかり、ちょっと説明願えますか。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）この地方自治法の改正自身がそういうご指摘の部分がございまして、この条例を可決していただきますと、ここにも書いてございますが、無償または時価よりも低い価格で貸し付ける場合について準用するというので、一つの今までのそういう事例といいますか減免規定では、やっぱり何割というのはそのとき、そのときの状況なり、財産価格なりを審議しまして、そして当然土地であれば土地鑑定評価、建物であれば建物の償却資産等々を考慮した中で判断をさせていただきたいというふうに考えてございます。ですから、一概に何割ということまでは決めてはございません。あくまでもそのときの経済情勢なり、土地の評価等々で判断させていただきたいというふうに考えております。

○議長（中西峰雄君）21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）それはわかりますけど、ただその都度、その都度案件が出てきた場合の分についての、そういう無償にするのか、低い価格で貸し付けするのかという、そういう僕は規定があってもしかるべきかなと思うんですけども、今ご説明の中ではどういうあれか、ちょっと僕理解ができないので、再度ちょっとお尋ねしているんです。

というのは、今言うように実勢価格云々のお話がありましたけど、ある程度実勢価格でも範囲がありますよね。だから、そこら辺が

ちょっと僕ら、どういうふうに理解したらええんか。無償になる可能性もあるわけでしょう、これでこういう条例が改正されると。何も財政とかいろいろあって、多少お金はいただかないといかんと言うんやけど、ここからここまでは無償、ここからここまではという、そういう、どういうふうに僕らは理解したらいいんですか。

○議長（中西峰雄君）副市長。

○副市長（清原雅代君）ちょっときっちりとした解説の部分を持っていないんですけれども、考え方といたしましては、先ほど申し上げましたように、ご利用いただけるのが他の地方公共団体、その他公共団体、または公共的団体において公用もしくは公共用、または公益事業の用に供するときというのがあるんです。その公益事業といいましても、例えば社会福祉協議会のように100%公益事業、あるいは一部事務組合のように公共団体、そういった部分につきましてはいわゆる無償の貸し付けというのが可能なんですけれども、商工会のように地域振興に寄与していただいている団体ではありますが、すべて公益事業をされているかといいましたら、そうではない団体につきましては、逐条の中での考え方といたしましては、その2分の1を超えない範囲内でいわゆる減免できるというような考え方も示されておりまして、そういった形で市としては考えていきたいなというふうに思っております。

○議長（中西峰雄君）10番 平林君。

○10番（平林崇行君）これ、条例の改正ということで相手方もわかっているということで出してきた分やと。本当にまだ相手わからんと、先ほど総務部長がご説明があったとおり、空きスペースを利用して活性化を図ったりいろんなことをするためにこの条例を改正しておくのであるというんでは、私は若干

これ、あまり議論もなしに、先ほど副市長がおっしゃったようなことの中で物事は遂行していけると思うんですけども、相手がおるからこの条例をつくってきたという感じの中で、じゃ、ほんなら空きスペースを利用して、私、まちづくりの中でも考えるんですけども、じゃ、ほんなら今の商工会の会館、近くにありますね。そこはじゃ、空き家ができるんでしょう。なぜそこまでしてわざわざ空きスペースを利用するんか、わざわざ空きをつくって商工会に貸してするという、そこまでの中身がまだわからないんですよ。相手があるのであれば、ある程度どれだけの平米数とどれだけのものがあって、じゃ、中身はどうするんかということも本当はこれ、相手がわらんのやったら、言うとおりでいいんですけども、わかっているんであればある程度その資料もつけた中で、私は説明していただきたいと思います。

だから、本当に何の既存の空きスペースを利用していただく、だれかが本当に利用して、皆さんが橋本市の地域活性化のためにやっていただくという部分の中で置いておくんだというふうな条例改正であれば、私は問題ございませんけども、相手までおって、ほんで相手がおるから、じゃ、ほんなら条例改正して使わすんやというふうな部分で、何かその辺の議論がされんままにこれをやってしまうと、すぐそういう団体が入ってくる。入ってくるのは僕は悪いとは言いませんけども、何がどうする見えないままで団体だけ見えてくるというのは、ちょっといかがなものかなと思うんですけども、その辺についての進め方について、この出し方について、ちょっとご説明、もう少し願えますか。

○議長（中西峰雄君）副市長。

○副市長（清原雅代君）議員もご存じのように、現在東別館の1階には社会福祉協議会の

高野口支所ということでご利用をいただいております。一部、書庫としても利用いたしておりますけれども、そういった状況の中で社会福祉協議会におきましては、当初両協議会同士の協議の中で、保健福祉センターの建設までは支所をそれぞれ置きましょうというこの約束の中で、あそこに窓口を置くということが位置づけられております。

したがいまして、その商工会から強い1階をというご要望があった時点で、市としては社会福祉協議会との協議の中で、双方話し合いによってご了解いただかないことには、なかなかそれを進めていくことができませんので、そのところの協議の中で今回整ったということがあります。

実際に、その商工会としてもカップまつりや、あるいは駅前歩行者天国ですか、そういったこととか、桜祭とか、いろんなことで地域の活性化のために寄与いただいていますし、いろんなもっと多くの方にご利用いただくという意味の中で、あその場所をということで強いご希望があったということでございます。

以前からそういうご希望は、もう随分前からいただいておりますけれども、いわゆる社協とのいろんな話し合いの中でしていただいて、お互いに合意していただかないとということで、やっとその合意に至りましたので、ご利用いただけるような体制づくりというか、最初から行政財産のそういう改正をすべての部分について市として行っていかなければならないという、ちょっと意識がなかったということもあるんですけれども、今の時点での改正の提案をさせていただいたところでございます。

○議長（中西峰雄君）10番 平林君。

○10番（平林崇行君）要望等は私もよく知っておりますので、その辺のことにしてとや

かく言うんじゃないですけども、行政側の立場として、あそこをどう使うんであるかと。書庫としてずっと使うんであるんか、社協がおるからそこを立ちのいてもらうから使えるようにしたんだとか、そういうふうなことを。だから、保健福祉センターができなかったら、あれはそのままになるんですか。そんな話じゃないでしょう。

ですから、こういう条例を一つ一つ出してくるにしても、もう少し計画性を持って、本当にあの建物を合併したときにどういう形で使っていくんであって、そういうものも考えながら、書庫として使うって決めたんでしょう。じゃ、その書庫はどこへ持っていくんですか。そうしたら、こんかい貸すだけですか、そういうことすら私らわからんと、これを可決しろと言われても、また書庫を持っていく場所を探さないとあかん。先ほど総務部長が空きスペースと言うたけども、ほんまにこれからいろんな膨大な資料とか云々を、じゃ、どこへなおすんですか。どのぐらい使うんですか。あれ2階ありますね、そこまで全部使うんですか。ほんならまた、その書庫へ入れるために、またどこか空きスペースを探さないとあかん。計画性のない、こういうふうな借り手がおるから、貸してくれ言われたから、ここの時点に来てこの条例を出してくるなんて、私はちょっと、もう少し計画性を持っていろんなことを進めていっていただきたい。

その辺のところ、今言うていましたけども、社協とのかかわり、かかわりて。社協がもしこっちへ来たいと言うたら、いろんなところの空きスペース、考えてあげてもいいじゃないですか。そうでしょう。社協は高野口に必要やということで、あそこへ残したのと違えますか。だから建物が、箱ができたなら移してもらえるんやって、そういうことでしたのか。

私は、あの社協をあそこへ残すときは、そういう話やなかったと思いますよ。まだまだもう少し社協というものが必要やから、高野口にも置いてほしいという。入る場所ができたから、市民の皆さんの感情を無視してでも持っていくんやという話やったら、これちょっとおかしくなるんで。

その辺のもう少し、計画性を、もう少し詳しく。じゃ、ほんなら商工会はどれぐらい貸して、もし書庫がある分に関しては、そのスペースはあそのままで、これから書庫が何ぼ増えても橋本市で置ける資料の保管はできるスペースを確保しながら、残りを商工会に貸すんかとか、その辺のことまで話ができるんかどうかというのを、ちょっと少し。できていたらできていたで結構です。できていますでも結構ですし、書庫を含めても。その辺のところをもう少し詳しく説明をお願いします。

○議長（中西峰雄君）副市長。

○副市長（清原雅代君）まず、書庫についてでございますが、今現在2階の部分にいっぱい書庫として入っておりますので、1階の部分の2部屋の書庫を3階に広く、ちょっと分散するような形で持って行って、1階の部分をすべて市民というか、社協とそれから商工会にご利用いただけるようにと考えております。

当初、商工会のほうでは、あの建物すべてを利用したいというようなご希望をいただいたわけでございますが、あの建物をご利用いただくこうと思えば3階まで、階段をもう一つつけなければいけないとか、いろんな問題が生じてまいります。そうしたら、それをどこが工事するんかとか、いろんな問題もありません。今の現在の書庫のような使い方であれば、現状のまま使えるということで、今のところは2階、3階は当面市としては書庫とし

て使っていただきたいというふうに思っております。

それから、社協の問題でございますが、社協が合併するときの中で本所の引っ張り合いの社協の中で議論がございました。そのような中で、将来的に社協が一つのところへ集まっていかなければならないということの目標値といたしまして、保健福祉センターが建ったときに一緒になりましょうということで、これは市が決めたものではなくて、社協の双方の協議の中で合併時に協議されたことでございます。

ですから、今平林議員がおたのしいいただきました保健福祉センター、建てなければそのままになるんかとかという部分につきましては、それは社協の中で今後どうするのかというのは決めていかれるものがございますので、市からどうこうと、ちょっと言えるものではないということをご理解いただきたいと思います。

○議長（中西峰雄君）7番 中谷和史君。

○7番（中谷和史君）今、平林議員が指摘したようなこともあるんですけども、そもそも答弁自体が、最初の部長の答弁自体がちょっと個別に想定しているというような形の答弁が出る自体がおかしい。この条例はあくまで条例であって、条例としてこれを通していただきたい。

その後、条例が通った後にまた別の委員会なり議会で議員に対してこういう団体に貸したいがいかかということがあるべきであって、とりあえず条例の質疑に対する答弁としては、先ほどの一連の答弁は不適切である。

したがって、一旦、できればちょっと休憩を取っていただいて、答弁を取り消して、再度この提案の時点に戻って議論をやり直していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中西峰雄君）中谷議員に申し上げます。

ただ今の質疑は、議事進行上のことでございますので、議長といたしましては先ほどからの質疑、答弁を取り消す必要はないと判断いたしておりますので、ご了解願います。

暫時休憩いたします。

（午前10時19分 休憩）

（午前10時22分 再開）

○議長（中西峰雄君）休憩前に引き続き会議を開きます。

そのほかに質疑ありませんか。

6番 清水君。

○6番（清水信弘君）ちょっと逆行するかもわからんですけれども、先ほどからの質問に対する当局の答えは、ちょっとまどろっこしくてわかりにくいんですけれども、私が聞いておりますのは、商工会は、あそこは高野口町の一丁目1番地であると。どうしてもあそこを活性化したいという強い要望がありまして、彼らも数百万円かけてあそこを借りる用意をしているはずであります。そういうことを理解した上で当局がこういうことを提案しているんだと思いますので、そういうことをどうして答弁願えないのか。そういうところをちょっとお願いできたらと思うんですけれども。

○議長（中西峰雄君）副市長。

○副市長（清原雅代君）先ほど、中谷議員のおっしゃられたことはごもっともだと思います。ですから、私の答弁の中でも本来はもっと以前にこれを上げておくべきではあったんだと思うんですけれども、それがちょっと十分うちのほうも理解していなかったということで今回に至っておりますという、私もご答弁をさせていただいておりますので、その点のご理解をいただきたいと思います。

あと、個別の部分につきましては、今回清水議員がおっしゃる部分もございまして、こここのところで条例を可決いただきました中で、きちっとまた報告もさせていただきたいなというふうに思います。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

11番 岩田君。

○11番（岩田弘彦君）条例ということで確認をしておきたいんですが、この条例は行政目的がなくなった財産について、今後その財産を公的な団体と判断されるところが公益性、公用性をもって使用するときには料金を安くしたり、無料で貸し付けたりすることができるといことなんで、だれかが言うてきたさかいに、行政目的のやつをずらして貸すという話じゃないでしょう。まずは橋本市にとって、まあ言うたら今やったらこども園の話でも、幼稚園や保育園の統廃合をした後、その行政目的のところなくなったときに、それがやっぱり有効利用されて、橋本市に寄与される団体の人がそういう目的で使おうというときには、別に無償で貸してあげてもええという、そういうふうな総合的なもんであって、ということではないのかなと思うんですが、そうしておかないと、だれだれが貸してと言うたさかいに行政目的をずらすって、そんなあほな話、おれはおかしいと思うんで、まずは行政目的をきっちりとして、それが必要でなくなって空きスペースができたなら、それについてはこういう人たちにはそれなりの貸し方をしましょうということなんで、要は言いたいのは、これは条例ですので、その運用規程的なものを、後でもめないように、きちんとしたものをつくってください。あるんでしょう。だから基準的なものをきちんとつくって、ちゃんとしれくれますか。その答弁をしてください。

○議長（中西峰雄君）副市長。

○副市長（清原雅代君） 基準的なものはつくって、きちんと運営はしてまいりたいと思います。

ただ、一点ちょっと誤解のないようにもう一度ご説明をさせていただきますけれども、今回のこの条例というのは、いわゆる行政財産の状態として、中であいている部分をご利用いただくというもので、いわゆる普通財産に変えてそれをご利用いただくというものではございませんので、その行政財産の中であいているスペースをご利用いただくというための、それを今まではご利用いただくことができませんでした、今までの条例の中では、それを使っただけのようにするための改正ということですので、よろしく願いいたします。

○議長（中西峰雄君） 11番 岩田君。

○11番（岩田弘彦君） ほんなら、もう一個だけ確認しておきたいんですけど、行政財産に空きスペースができたらしょう。だれだれから言われたからつくるんじゃないんでしょう。それだけはっきりしておいてくださいよ。

○議長（中西峰雄君） 総務部長。

○総務部長（中山哲次君） 私の答弁で誤解を招くような答弁があったら、おわびをさせていただきますと思います。

これにつきましては、改正理由といたしましては平成18年の6月7日、法律第53号で地方自治法の改正がございました。その中で行政財産のうち、庁舎等の余剰部分を貸し付けることが可能となってまいりました。ですから、本来でございますと平成18年6月段階で地方自治法の改正に準じて本来の本市の条例も改正を早急にしておくべきだったんですけども、今回に至ったということでございまして、先ほど、申しわけないんですが、ご質問がありましたので、具体的な個別の案はあるのかということにつきまして、私はないと

いう答弁はできませんでしたので、ご質問にお答えして商工会というお名前を出させていただきただけでございますので、その点だけ、大変議会を混乱させたことにつきましてはおわびを申し上げますが、私の答弁の真意としては以上でございます。

○議長（中西峰雄君） 11番 岩田君、答弁もれ指摘願います。

○11番（岩田弘彦君） どこに貸すだろうと違って、さっきの話を聞いていると、貸してほしいという人がおるから空きスペースをつくったみたいに聞こえるんですよ。そこじゃないんでしょう。空きスペースができたんで、まずそうです。市民のために有効利用したんだけど、あいたスペースができたんで、それについてはこの条例を適用して有効利用したいという話やろう。それをはっきりしておいて。言われたさかいに空きスペースをつくったのと違うやろう。

○議長（中西峰雄君） 総務部長。

○総務部長（中山哲次君） そのとおりでございます。

○議長（中西峰雄君） ほかにありませんか。

23番 井上君。

○23番（井上勝彦君） 何せ、じきにこの条例改正のときに中身まで入っていこうとするんですけど、当局もやっぱり条例を改正するときに、私が言いたいのは、旧と新と、要するに5条を付け加えるということでしょう。そのためにどうですかということを提案しているんだろうと思うんですけども、この5条については、5条を付け加えないといかんのか、旧でもよかったのと違うんかと。何で5条を付け加えないとなくなっちゃったんやということを議論して、それで、そのわけさえわかればそれでいいわけで。

ほんで、ほかの問題については、この5条を付け加えることによって、例えば向島の保

育園の跡地とか、あるいは建物が障がい者に貸してほしいよと言うておる県の公民館とか、あるいは高野口の役場跡地の別館とか、いろいろ施設がたくさんありますね、橋本市もあいているところ。それを5条を付け加えないと貸すのに難しいよと、そうやからこれを付け加えるのかという、全体的な中での条例改正という、その辺を5条を付け加えることによって市民の皆さんに十分あいているやつをスペースとして使っていただいて、要するに活性化につなげていくんやという、そういう大きな意味の中での条例改正やということを説明してもらったら、それでもうええわけなんで、そのとおりでどうかというのをちょっと、どなたでもいいから答弁ください。5条について。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）そのとおりでございます。

○議長（中西峰雄君）23番 井上君。

○23番（井上勝彦君）その5条を付け加えることによって、そういうことでいいんですけども、基準については、例えば何年まで貸してとか、それで何年以降はまた継続するとか、ここはただでとか、家賃何ぼでとか、それは年季というか、一生貸すというところもあるのかもしれないけど、10年とか、例えば15年でまた継続していく。あとはもう無償で払い下げるとかいうのがあるんやろうと思うけど、それはそこでこの条例ができ上がった時点で、そこで新しくそういう基準をつくると。つくるといふのか、そういう中身として。ということで基準といふのか、そういふをつくるのは、そういうことで基準はつくってもらいたいと思うけど、何年とか5年とか10年とか、そういうことをまたやるんでしょう。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）普通財産の貸し付

け等にうたわれておりますので、これに準じまして行政財産も対応していきたいということで考えております。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）この制度自体は賛成だし、妥当なことだとは思いますが、先ほどのお話を伺っていたら、使用させることについていろいろ釘を刺されているので、その運用の面について、その釘の刺し方がほんまにええかという、ちょっと疑問があるんで言わせていただきます。

例えば、行政目的がゼロになった。ゼロにならなくても、政治というのは生き物なんで、そういう要請があったら、例えば行政目的が10分の1とか、当初の目的から考えたら10分の1、あるいは50分の1になったときに、もっと大きな政治的な要請というか、社会的な需要があれば、やっぱりそっちのほうを政策的に判断してやるという、そういう運用も考えなければいかんと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中西峰雄君）副市長。

○副市長（清原雅代君）当然、それはしていかねばならないと思いますし、その財産が普通財産なのか行政財産なのかというのは、その主たる目的からして市の判断にゆだねられておりますので、今後も適正に取り組んでまいりたいと思います。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第23号については委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君)討論がないようですので討論を終結いたします。

これより、議案第23号 橋本市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、10時45分まで休憩いたします。

(午前10時35分 休憩)

(午前10時46分 再開)

○議長(中西峰雄君)休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9 議案第24号 橋本市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について

○議長(中西峰雄君)日程第9 議案第24号 橋本市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

23番 井上君。

○23番(井上勝彦君)伏原団地、これは付託案件と違うのか。付託案件やったら質問できひん。違いますね。ほんなら質問させていただきます。

ちょっと、伏原団地だけが4階建ての、772といったら新しい4階建ての団地かと思うんですけども、これについてもういっぺん合点がいかなので、772になっているんですけど、昭和38年。できたら今1軒残っていて解体をした部分かなとは思うんですけど、それやったらいいんですけども、一応確認だけしておきたいと思ひまして。同じ772なんで、1軒まだ撤去されていなかった部分があったんですけど、その10坪ほどの土地だと思ひんですけども、それが撤去したんで、要するに住宅から外して普通財産というのか、そういう切りかえをするというのか、そういうことですか。もういっぺんちょっと説明していただきたいと思ひます。

○議長(中西峰雄君)建設部長。

○建設部長(樽井豪男君)まず、伏原にはこの伏原団地と伏原団地4階という名称の条例上公営住宅がございます。この伏原団地につきましては、1戸だけが残っておりまして、それを解体・除去いたしまして、一応そういう形の中で伏原団地という名称を外すということの提案でございます。

○議長(中西峰雄君)よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君)ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第24号については委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）討論がないようですので討論を終結いたします。

これより、議案第24号 橋本市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第25号 橋本市移動通信用鉄塔施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（中西峰雄君）日程第10 議案第25号 橋本市移動通信用鉄塔施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）この条例改正ですね、以前の宿のときと同様なのかなとは思いますが、今回、この須河でこの設置をするに至った経緯、これまたdocomoさんとかそういう事業者が決まっているのか、また費用負担についてどうなのか、ご説明ください。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）いわゆる宿と同じでございますけれども、この予算につきましては年明けに確定しました地域活性化公共投資の事業の中で、市の負担分についてそれで見ますよということで、今まで要望しました

のが採択されたということで行う事業でございます。

ということで、費用負担につきましては従来の負担よりも、ほとんどないような状態です。ちょっと数字的につかんでございません。見つけ出すことができませんけれども、そういうことで、あくまでも市の施設ということで位置づけられますので、宿と同じでということで条例を提案させていただいております。

○議長（中西峰雄君）13番 瀧君、答弁もれ指摘願います。

○13番（瀧 洋一君）事業者が前回docomoということなんですけれども、その経緯とか、また公募をされてのことなのかどうか、その点についてちょっと答弁もれておりましたのでお願いします。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）鉄塔につきましてはあくまでも市でございますけれども、そこへついてきます通信施設につきましてはdocomoでございます。これは指定するわけじゃないしに、県のほうに申請してございました中で手を挙げてくれる業者ということになってよかったと思います。今回、docomoでございます。

○議長（中西峰雄君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）だいたい内容はわかったんですが、先ほどの費用のほうはまた後で結構ですんで、ご報告お願いします。

それと、ほかの地区でこのような今要望を出されているのが何地区あって、これで携帯の不感エリアというのが全市域、これ人口ベースなのか面積ベースなのか、どちらでも結構なんですけど、どの程度解消されると見ておられるのか。

また、今後目標というのはだいたいどのぐらいに置いておられるのかお尋ねします。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）この須河で、地域として住宅のあるところでございますけども、ほぼ解消されたということになってございます。以前から、宿でしたときから3件、あと谷奥深等があったわけでございますけども、別の会社が独自で建ててございまして、この須河で、ほぼといいますのは、宿で1軒ですか、ちょっと入らないところがあるということですが、地区としては全部解消したということになってございます。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第25号については委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）討論がないようですので討論を終結いたします。

これより、議案第25号 橋本市移動通信用鉄塔施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。